

外部検証委員会規程

（設置）

第1条 厚生労働省関係研究機関動物実験施設協議会に、外部検証委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（目的）

第2条 環境省が定めた「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」の改正（平成25年環境省告示第84号）に伴い、「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成27年2月20日通知）においても、「実施機関における動物実験等の本指針及び機関内規程への適合性について、自ら点検及び評価を行うとともに、当該点検及び評価の結果について、当該研究機関等以外の者による検証を実施すること」が求められている。委員会は、外部検証の推進を目的とし、厚生労働省の所管する公的な小規模機関等及び地方公共団体の設置する衛生に関する試験検査研究施設及び病院等を対象に、各機関が行う動物実験に関する自己点検及び評価の結果について外部検証を実施する。

（委員会の任務）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議決定し、実行するものとする。

- （1）外部検証の実施計画
- （2）外部検証に関連する書式の作成
- （3）各機関が実施した自己点検及び評価の検証と報告書の作成
- （4）その他、外部検証に関し必要な事項

（組織）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- （1）会長
 - （2）副会長
 - （3）幹事
 - （4）前各号に掲げる者以外で、会長が必要と認めた者
- 2 委員は会長が委嘱する。
 - 3 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

4 委員が任期途中に退任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

第5条 会長が委員長となり、委員会を招集し、その会議の議長となる。

2 会議は、委員の3分の2の出席をもって成立する。

3 会議は、委員長の判断により電子メールによる審議に代えることができる。

4 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

5 議事については、その審議内容及び結果を記録した議事録を作成する。

(小委員会)

第6条 委員会に、必要に応じて小委員会を置くことができる。

2 小委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(守秘義務)

第8条 委員及び会議に出席した者は、その立場上知り得た秘密を他に洩らしてはならない。

(雑則)

第9条 本規程の改廃は、総会の議を経て決定する。

第10条 本規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

本規程は、平成30年7月9日より施行する。